

雪国太陽光設置モデル創出事業補助金の概要

【目的】

雪国（積雪の多い地域）における太陽光発電設備の設置モデルを創出することにより、雪国における太陽光発電設備の設置を促進する

【補助要件等】

（１）補助対象者

長野県内に主たる事業所を置く事業者

（２）補助対象地域

垂直積雪量２メートル以上の地域

（３）補助事業

新築住宅又は既存住宅の次の①～③の場所に太陽光発電設備を設置する事業

①壁面、②屋根、③住宅の敷地

（４）補助対象設備

設置する太陽電池アレイのアレイ面の傾斜角度が60度以上かつ下端の高さが垂直積雪量よりも高い位置（※）になるように設置する太陽光発電設備

★ガイドブックの「雪国太陽光設置の重要ポイント」に配慮

（５）補助金交付の条件

①補助金相当額を工事代金に充当すること

②１年間の発電電力量等のデータを提供すること

③見学会の開催に努めること

④新築住宅の場合は、１年以内に居住を開始するものであること

（６）その他

・国、市町村の補助金との併用可（※国・市町村の規程で併用不可の場合を除く。）

・県の他の補助金、共同購入（グループパワーチョイス）との併用不可



雪国飯山ソーラー発電所 2021太陽光生活研究所
Photo Takatori Ota

（※）除雪が行われている場所である場合には、太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さを地表上２メートル（一般用電気工作物の場合は１メートル）以上とすることができる

雪国太陽光設置モデル創出事業補助金の概要

【補助額】

10万円/kW（上限50万円/件）

【令和7年度予算】

5,000千円（50万円×10件を想定）

【補助要件等の補足】

垂直積雪量2メートル以上

建築基準法に基づく垂直積雪量が2メートル以上の地域を対象とする
垂直積雪量は、標高等の情報を用い、定められた計算式により算出する
ただし、北アルプス及び北信地域は、各管轄の建設事務所が別途垂直積雪量を定めている

雪国の積雪荷重に対応するための3つの方式（イメージ）

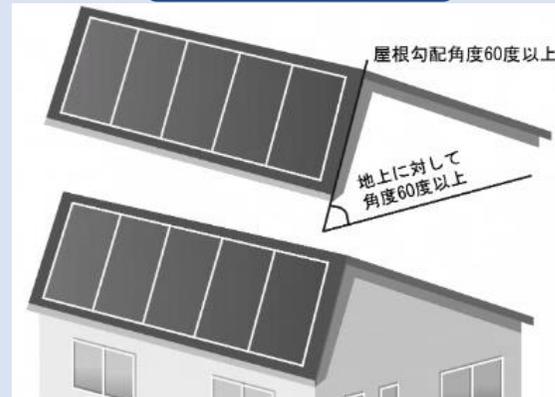
共通：60度以上の傾斜で設置すること
架台の下端が垂直積雪量より高いこと（※）

（※）除雪が行われている場所である場合には、太陽電池アレイのアレイ面の下端の高さを地表上2メートル（一般用電気工作物の場合は1メートル）以上とすることができる

①壁面設置垂直設置



②急斜度屋根設置



③急斜度野立て設置



積雪荷重に対応するため、この3つの方式による設置を補助する